

重大な消防法令違反の 建物をホームページに 公表します！



『違反対象物の公表制度』

運用開始
平成31年
4月1日～

違反対象物の公表制度とは

建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を
北はりま消防本部のホームページで確認できる制度です。

<p>公表の対象 となる建物</p>	<p>飲食店、物品販売店舗、ホテル・旅館、病院、社会福祉施設等の不特定多数の方が利用する建物 です。(特定防火対象物)</p> 
<p>公表の対象 となる違反</p>	<p>建物に義務付けられた消防用設備等</p> <ul style="list-style-type: none">○屋内消火栓設備○スプリンクラー設備○自動火災報知設備  <p>が設置されていない重大な消防法令違反です。</p>
<p>公表の方法</p>	<p>北はりま消防本部ホームページへ掲載します。</p> 

北はりま消防本部のホームページから確認できます。

(<http://www.kitaharima119.net>)



チェック

違反対象物の公表制度

公表する内容

建物の名称 例：〇〇ビル
建物の所在地 例：〇〇市〇〇町〇〇番地
消防法令違反の内容 例：〇〇設備未設置
その他消防長が必要と認める事項



公表までの流れ

立入検査の実施

立入検査結果通知書等の交付

関係者に対する公表の事前周知（公表通知書の交付）

立入検査結果の通知から14日経過した日において、なお当該違反が認められる場合

公表



建物関係者の方へ

次のような場合は、重大な消防法令違反になる場合がありますので、事前に最寄りの消防署へご相談ください。

増築や改築、隣接建物との接続を行う場合
飲食店、物品販売店舗、ホテル・旅館、病院、社会福祉施設等の用途が新たに入居する場合
窓の前に荷物や柵を置いたり、合板等で塞いだりする場合



お問合せ先

北はりま消防本部（予防課）	0795（27）8122
西脇消防署（予防係）	0795（22）0119
加西消防署（予防係）	0790（42）0119
加東消防署（予防係）	0795（42）0119